

- ④ 郵送料等（年賀はがき代、レタックス代等を除く。）に係る経費は、実費の範囲とする。
- ⑤ 政務活動費で購入する備品とは、取得価格10万円（税抜）以上で、かつ財務省の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づく耐用年数から償却期間4年以内の物品をいう。5年以上の償却期間である備品はリースとする。
- ⑥ 備品を購入したときは、台帳を作成し、管理する。
- ⑦ リース契約は、議員の残任期間とし、台帳を作成し、管理する。
- ⑧ リース契約の中途解約に係る違約金は、合理的理由がない場合は対象外とする。
- ⑨ 名刺代は対象外とする。
- ⑩ 車両の購入費用（リース料を含む。）及び維持経費（車検、修理費用、税金等）は対象外とする。ただし、政務活動のため専用の車両を臨時的に借用する経費等、やむを得ないものは認める。
- ⑪ 携帯電話料金については認めない。
- ⑫ インターネットプロバイダ契約は、議員1人1契約とし、会派についても1会派1契約とする。契約書又は支払明細書を添付すること。
- ⑬ ホームページについては、議員1人1サイトとし、会派についても1会派1サイトとする。

【共通】

- 1 支払にクレジットカードを利用する場合は、本人名義のカードとする。

◎ 以上の運用指針によることができない場合又は運用指針によることが不適當であると認められる場合は、個別に判断する。